平成２４年（フ）第６１号
岐阜県可児郡御嵩町中812番地100
債務者　佐藤　一彦
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第５４０号
埼玉県川越市小仙波町３丁目21番地１
債務者　平野　勇次
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８５号
兵庫県明石市大久保町谷八木1632番地　パールグレイス205号、前住所兵庫県加古郡稲美町加古1749番地の７
債務者　熊倉　　了
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８６３号
京都市伏見区納所町145番地１　プリオールＢ103、前住所京都府京田辺市興戸塚ノ本10番地の７
債務者　橋本　弘次
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８９３号
京都府宇治市折居台１丁目４番地の69
債務者　髙棟　俊彦
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　千春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
山形県寒河江市緑町35―５　渡辺コーポ101号室、住民票上の住所東京都墨田区八広１丁目34番16号
債務者　小島　　実
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
盛岡市東安庭１丁目６番12号　コーポいずみ102号
債務者　村松　修二
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３３２号
愛知県岡崎市六供町字３丁目21番地　ステープル六供905、前住所愛知県岡崎市本町通２丁目２番地
債務者　加藤　善啓
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　克弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８９０号
札幌市東区北26条東20丁目３番６号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　晃広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６号
栃木県小山市西城南４丁目10番地24　城南田中ハイツⅢ101号室、従前の住所栃木県栃木市野中町470番地２　広栄ハイツ１―201
債務者　田村　益雄
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３７号
石川県輪島市鳳至町上町142番地の２
債務者　松野　茂雄
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１５４号
三重県桑名市藤が丘７丁目1001番地　レジデンスＦＵＪＩＧＡＯＫＡ　A101号室
債務者　加藤　伸也
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石脇　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７１０号
千葉市花見川区犢橋町1613番地45　佐野コーポ102号
債務者　栗原　広昭
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２８号
千葉市花見川区作新台８丁目12番６棟305号
債務者　田野　順一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２９号
千葉市花見川区作新台８丁目12番６棟305号
債務者　田野メリアンこと　ＴＡＮＯ　ＭＡＲＹ　ＡＮＮ　ＧＡＤＤＩ
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６１号
千葉市若葉区若松町531番地81　グリーンパレスハヤシ603号
債務者　谷口　　吏
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係